

世田谷区文化財保護審議会（平成25年第4回）

議事録

日時：平成25年12月18日(水)午後6時30分～6時57分

会場：世田谷区役所第2庁舎3階 教育委員会室

出席者：(委員) 山本委員、田中委員、石野委員、奥田委員、早乙女委員、
重枝委員、堀内委員

(計7名)

(欠席委員) 相澤委員、池上委員、稲木委員、内田委員、服部委員

(事務局) 伊佐教育政策部長、水野生涯学習・地域・学校連携課長、
元井文化財係長、寺田主査、増田主査、佐藤文化財資料調
査員、藤井文化財資料調査員、小畑郷土資料館長、浅見民
家園係長

傍聴者：なし

資料：資料1 前回文化財保護審議会議事録

資料2 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化
財への指定答申資料（円乗院遺跡出土弥生土器一括）

資料3 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化
財への指定答申資料（井伊直弼銅像）

資料4 世田谷区登録有形文化財への登録答申資料（山岡鐵舟書「深
澤鬘（こう）」扁額及び同「深澤学校」扁額）

資料5 国の登録有形文化財（建造物）の登録について

資料6 第8回宇奈根考古資料室特別展示ちらし

資料7 民家園のお正月ちらし

1 開会

○会長 本日はご多忙の中、お集まりいただき感謝する。

現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があった際にはお諮りし、傍聴していただく形をとらせていただきたい。

ただいまから平成25年第4回文化財保護審議会を開催する。

お手元の次第に従い進める。

2 平成25年第3回文化財保護審議会議事録承認

○会長 まず、平成25年第3回文化財保護審議会議事録承認である。平成25年第3回審議会議事録については開催通知とともに各委員に送付し、修正等がある場合は事前にお知らせいただくことになっていたが、特に修正等はなかった。本議事録どおり承認することに異議ないか。

[承認]

3 議事録署名委員指名

○会長 議題3、今回の議事録署名は堀内委員と石野委員にお願いする。

[承認]

4 登録・指定文化財答申

○会長 議題4、登録・指定文化財答申に入る。事務局から補足説明願いたい。

○事務局 本案に至るまでの詳細について、各担当から説明する。

○事務局 円乗院遺跡出土弥生土器一括について説明する。

資料2の表裏以下、土器の一覧と写真、文様解説と遺跡の解説の資料を添付しているが、1枚目の表裏の文書で説明する。

資料2「世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明」、名称及び員数、円乗院遺跡出土弥生土器一括、種別、世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財（考古資料）、所在地、世田谷区世田谷一丁目29番18号、世田谷区立郷土資料館、所有者は齋田氏、世田谷区代田三丁目23番37号からの寄託、出土の場所は世田谷区代田二丁目2番、3番、10番、11番。

概要、時代は弥生時代後期、数量26点、種類は弥生土器である。

内容は委員から何回かご指摘いただき、修正した。この土器群は、区内代田二丁目周辺で昭和元年～2年（1926～1927）ごろに行われた耕地整理の際に、齋田平太郎氏が竪穴住居5軒と環濠の断面から発掘・採集したものである。壺形土器や高杯形土器の口縁部や肩部に端部を結束したS字状結節文を伴う細縄文や円形朱文が施され、壺口縁部には棒状浮文が貼り付けられる文様構成を特徴とするこの土器群は、関東地方における弥生時代後期（約1800年前）の土器の一型式として、昭和37年（1962）に菊池義次氏によって「円乗院式土器」と命名されて学会に提唱された。その後、この「円乗院式土器」は区内の弥生時代諸集落からも多く出土しており、東京湾西岸地域に一定の広がりを持つ文様構成として認識されている。発見当時は区内でほぼ唯一のまとまった弥生時代遺物として注目され、昭和53年（1978）3月に世田谷区立郷土資料館に寄託されている。

7、登録・指定理由、この土器群は、弥生土器として区内ではほぼ最初の一括出土した例であり、また唯一「円乗院式」として

学会に土器型式の提唱が行われ、区内における弥生時代研究の出発点となった重要な資料である。

登録・指定基準、「世田谷区文化財登録・指定基準」の第1世田谷区登録文化財 1 世田谷区登録有形文化財(6)考古資料に該当するため、世田谷区登録文化財として登録するのが相当である。また、同「基準」の第2 世田谷区指定有形文化財、1世田谷区指定有形文化財、世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なものに該当するため、世田谷区指定文化財として指定するのが相当である。

参考文献、齋田平太郎「世田谷町代田弥生遺跡管見」『郷土せたかい』創刊号・第2号、昭和4年、菊池義次「代田一丁目円乗院遺跡出土の弥生土器」『新修世田谷区史 附編』昭和37年、世田谷区史編さん「V. 弥生時代 1. 円乗院遺跡」『世田谷区史料 第八集 考古編』昭和50年の3点である。

その後一括26点の土器の大きさ、形状、特徴、その後2枚続けて土器の写真、その次が棒状浮文、円形朱文等の文様の説明である。円乗院遺跡は、たまたまその後の発掘調査で幾つかのデータが出たので、齋田平太郎氏が採集された土器の位置がはっきり出ているので、一番最後の図につけた。

○事務局 続けて次の2点について説明する。

○事務局 お手元の資料3「世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明」のうち、一部を読み上げる。

1、名称及び員数、井伊直弼銅像1体、2、種別、世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財(歴史資料)、3、所在地、世田谷区豪徳寺二丁目24番7号、4、所有者、宗教法人豪

徳寺、代表役員粕川鐵禪。

5、概要、(1)年代、明治40～41年（1907～1908）、(2)制作者、彫刻・藤田文蔵、(3)材質、青銅製、(4)寸法、総高1126ミリ。

(5)内容については、前回の審議会、部会を経て、これまで訂正や御意見をいただいたものを反映している。前回、直前に送付した資料と今お手元にある資料では一部違う部分があり、和暦と西暦を書き足したり、裏面の参考文献の表記で統一を図ったり等送付したものと少し違うところがある。(5)については長文のため省略する。

裏面の6、登録・指定理由、本像は保存状態もよく、世田谷ゆかりの著名人の銅像として貴重な歴史的資料である。さらに銅像制作には、世田谷にゆかりのある当時の美術彫刻界の第一人者が携わっており、近代彫刻としてその美術的価値も高い。

7、登録・指定基準、「世田谷区文化財登録・指定基準」の第1 世田谷区登録文化財、1 世田谷区登録有形文化財、(7)歴史資料のア 歴史上又はこの地方の文化史上重要な事象又は人物に関する遺品のうち学術的価値のあるものに該当するため、登録文化財として登録するのが相当である。また、同「基準」の第2 世田谷区指定文化財、1 世田谷区指定有形文化財、世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なものに該当するため、世田谷区指定文化財として指定するのが相当である。

8、参考文献は、前回のものと少し表記が変わっているが、正しいものに変更した。

前回からの変更点の井伊直弼銅像については以上である。

引き続き、お手元の資料4「世田谷区登録有形文化財への登録の説明」をご覧ください。

名称及び員数、山岡鐵舟書「深澤鬘」扁額1面、附同「深澤学校」扁額1面、種別、世田谷区登録有形文化財（歴史資料）、所在地、世田谷区新町一丁目4番24号区立深沢小学校、4、所有者、世田谷区。

5の概要は、委員の先生方に加筆訂正していただいた部分を反映して送付しており、送付したものと変更はない。

6、登録理由、深沢小学校に残る2枚の扁額は、ともに明治初期の学校設立当時に制作されたと考えられ、区の教育史上、貴重な資料である。

7、登録基準は先ほど読み上げたものと同一である。

8の参考文献は変更がない。

山岡鐵舟書「深澤鬘」扁額については、これまでにご指摘いただいた真筆かどうかの鑑定の件があり、本審議会に先立ち、出光美術館の学芸員に鑑定を依頼した。保管している郷土資料館で、見ていただいたところ、「深澤鬘」扁額については、山岡鐵舟の自筆史料と認定できるとの調書をいただいている。「深澤学校」扁額についても、後年補修されていることもあったが、自筆に基づいて制作された史料であると確認できた。

前回からの変更点の報告事項は以上である。

○会長 本日配付の資料のとおり、本答申内容で決定することに異議ないか。

[異議なし]

○会長 異議なしと認め、ただいまより文化財保護審議会より教育委員

会に答申書を渡す。

〔答申書手渡し〕

- 事務局　　これまで精力的にご審議いただき感謝する。本件については12月24日（火）に開催の教育委員会に諮り、世田谷区登録もしくは指定有形文化財として手続を進めていく。
- 委員　　井伊直弼銅像を合同部会で見に行った際に議論が1つあった。木製の台座部分がかなり傷んでいる。豪徳寺が今後展示等を進める際には新調してもいいだろうとのことであったが、台座そのものとひたたれが合っているので、保存してもらったらどうか。そのような方向で豪徳寺と折衝したらいいのではないかということであったが、詰める時間がなかった。その方向で議論していただけたらありがたいが、いかがか。
- 事務局　　豪徳寺の意向も確認し、今後、木製の台座を保存する方向で折衝したい。
- 委員　　陶磁器類はおさめている箱書きがかなり重大な意味があるが、それに類するものとお考えいただきたいということではないか。台座は制作当時のものであり、古くなって傷んでいるから処分してしまうのではなく、それ自体が文化財的価値を有しているとお考えいただきたい。
- 委員　　現在のままだと台座が壊れてしまうので、新調するのは一向に構わないとの意味である。
- 事務局　　今は台座にのっているのか。
- 委員　　枠で何とかバランスをとっている。
- 委員　　四角い細い木枠の上に板がのっているが、ずれていて落ちる可能性があり、台座も倒れる。台座は恐らく銅像制作時のものだと

思うので、台座自体も大事である。銅像の保管には新しくつくったほうが良いと思うが、古いものは捨てずに当時のものとして残しておいてほしい。

○事務局 趣旨は理解した。

○委員 以前事務局に伝えたが、銅像の裏側に何らかの情報がある可能性があるのでは、もし台座を変える場合は銅像の裏側を必ず確認していただきたい。

○委員 制作年や制作者名の記載がある場合がある。

○会長 それらも含めてお願いします。

5 報告

○会長 議題5の報告に入る。事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から幾つか報告する。

T家住宅板倉の建築部材の調査、A家住宅主屋等が国の文化財登録をされることについて事務局から説明する。

○事務局 T家住宅板倉の部材調査について、口頭で報告する。

平成2年12月に区で解体部材を保管していたT家住宅板倉の復元に向けての準備作業をこれから始めたいと思っている。1月20日より状況確認のための調査を実施する予定である。現在は次大夫堀公園民家園の中に仮小屋をつくって保管しているが、調査前に区内の鎌田にあるスポーツ振興課が管理している倉庫に移動し、調査を進める予定である。調査中には審議会委員の建造物の担当の委員にご協力いただき、文化財指定の可能性についてご判断いただければと思っている。

ちなみに、T家板倉は、かつて世田谷区桜四丁目にあった農家の納屋で、規模は2間掛ける3間の茅葺きの建物であった。建築

年代は明治44年と伝承されている。今後、そちらの詳細についてもあわせて調査を進めていく予定である。

続いて、A家住宅主屋等の登録文化財についての説明である。資料5をご覧ください。

去る11月15日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、A家住宅主屋と同じくA家住宅土蔵のそれぞれ1棟ずつ、国の登録文化財原簿に登録するように答申が出された。今後、告示等の手続を踏み、正式に国の登録有形文化財になる予定である。世田谷区粕谷二丁目のA氏がお持ちの建物で、主屋が明治40年、土蔵が明治24年に建築されたもので、それぞれ資料が残っている。概要として主屋は、養蚕農家で2階が居室として使える形で残っていた。もともとは蚕室だったが、現在は居室として改修して使われている。1階は、今は書道教室等で地域の方に開放しており、地域にも開かれた形で保存されていることも含めて評価の対象になった。

これで世田谷区内にある国の登録有形文化財は、今まで登録されていたのが16件、今回2件登録されると、合計18件となる。

- 会長 今の説明、報告について質問等があればお願いします。
- 委員 板倉はこれから調査するが、将来指定文化財となった場合、部材のままだと余りにも区民の公開にも供しない。この場でなくてもいいが、どこかに復元する展望はあるのか。
- 事務局 文化財としての価値がなければ復元もなかなか実現しないので、まず調査をしたい。先生方の御協力を得て価値を判断し、その結論をもって、どこかに移築、復元したい。
- 事務局 今の話は主に事業化していくということであるが、もう1つ、

現在の建築基準法では、茅葺きのままでは文化財としてでないとして復元しにくいという問題があるとも聞いているので、その辺もあわせて解決していきたい。

○委員　この場の議論とは違うかもしれないが、その先がどうなるかは文化財として重要である。こちらは学術的な知恵を絞るが、復元について知恵を絞ってほしい。

○会長　A家の国登録文化財に関して何かあるか。

○委員　これは所有者の同意を得ながらとなる。文化財そのものは動くし、もしかしたら将来区の指定文化財になるかもしれないので、現時点ではこれで結構だと思う。

○会長　他になれば、引き続き事務局からお願いする。

○事務局　次に、今後の事業予定として、宇奈根考古資料室と民家園のチラシを2枚配付しているので、ご覧いただきたい。

○会長　資料をご覧いただき、ご見学等をお願いしたい。

6 その他

○会長　議題6、その他に入り、事務局からお願いする。

○事務局　当審議会の委員について、今期の委員の任期が平成26年1月26日までとなっている。二名の委員が今期をもってご勇退される。二名ともに平成16年1月から5期10年間にわたりご尽力をいただき、感謝申し上げたい。引き続き、今後とも世田谷区の文化財の普及啓発にお力添えをいただければと思っている。

○会長　委員より一言お願いしたい。

○委員　業績はもちろん、大した仕事もしないうちに5期10年が過ぎ、今期をもってやめることになった。歴代の委員、現委員の方々、歴代の事務局の方々、今の事務局の方には大変お世話になり、い

ろいろな方とお知り合いになることができ、楽しい日々を過ごさせていただき、感謝申し上げたい。

○会長 その他にあればお願いします。

○事務局 次回の文化財保護審議会は、平成26年度となるが、来年5月ごろを予定している。お引き受けいただく委員の委嘱状については、5月の審議会の際に交付したい。

7 閉会

○会長 他になければ、以上で第4回文化財保護審議会を終了する。